

建築史上、工藝美術上、一般信仰上の多くの興味ある事實が提供されて有益なものであつた。挿圖二〇、圖版五四にも編纂の苦心を見る。(四六倍版本文一六六頁 滋賀縣保勝會發行 價三圓)〔藤〕

● 本邦古代氏姓の研究 井上久米雄遺著

本書は昭和二年三月東京帝大國史科を卒へて同大學院に入り、傍ら宮内省諸陵寮に勤務されてゐたが間もなく翌三年七月多くの春秋を残して逝去された井上氏の大學卒業論文であつて今回その短い學界生活を記念する爲に遺族の人々によつて上梓されたものである。第一章には本邦氏姓の胚種、第二章には本邦氏姓の出現(附、支那の氏姓、朝鮮の氏骨)、第三章には初期の氏姓混亂と其の糾正、第四章には聖德太子の國家思想と氏姓、第五章には大化改新と氏姓、第六章には天武朝の八姓制定の意義、第七章は新撰姓氏錄を中心として其の前後の氏姓動態が述べてある。全編の概要は、氏姓の胚種は古くより我國に在つたが名實共に明確な形が出来たのは日鮮交通が稍や頻繁になつた頃からだと思ふ、さて次に氏姓の混亂と

允恭朝の糾正を述べ、それより聖德太子が佛教を興隆し冠位及び十七條憲法を制定されたのは當時の閥族跋扈の弊を打破せんとする御精神に基づくもので氏姓制に對し大なる脅威を與へられた。大化の改新により氏姓の包有する内容は大に變化して甚だ微弱なものとなり、今後の氏姓は主として家系門地を表はすに過ぎないものとなり天武朝の八姓制定は傳統的系統の外に改新後の人材功勞の如何により制定されたもので、舊姓と全く同様なものではなかつた。其後氏姓の混亂は次第に甚しくなり新撰姓氏錄が作られたが錯誤や疑點があつて當時の氏姓混亂の程が推知される。それ以後は諸氏が少數の有力なる系統名稱に收約され、終には多くの氏が源平藤橘の四姓に收約されるに至つたこと述べてある。本邦古代の氏姓に關しては資料極めて少く、その研究は甚だ困難であるが、氏は多大の勞苦を以て之を討ね以て本論文を作成されたのである。固より研究の門出として作られたもので他日の深き研鑽により完成さるべきものであつたが、併し此の方面の開拓に寄與する所が尠くない(菊版二一七頁、價

不明〔松野〕

● 慣習と法律

穂積 陳重著

慣習は同式行爲の經時的反覆に成る規範にしてその主觀的原因は適應意識であり客觀的原因は同一境遇に在る者に對する同一の刺戟である。その成立には行爲者及承認者の二當事者を必要とし而も兩者は共に多數でなければならず且時間的に繼續するを要するその原始社會に於ける效果は數同意識を鞏固にし秩序的生活の習性を養ひ服従の習性を育てるが大體靜的勢力であつて社會の組成期には有利なれども發展期には有害なりませねばならぬ慣習が法性を享受する順序を考ふるに第一期は法律が慣習の中に潜在し第二期には兩者の竝存あり第三期に至つて法效を有するに至るものである。而して所謂慣習法は國家的統制力として法律的規範たる性質を獲得せる慣習である。即ち慣習の法律享受は公權力の添加によるものにして法慣習の常慣習に異なる點はその制裁の主格が國家の公權力であつて慣行者の共同的相互的制裁に非る點であるとするのが略その大意であらう。附録として法信

説批評及原力論斷片を加へて居る。

これは直に歴史的作品ではない、然しながら著者も引用する如くベークンは「慣習は人生の主宰吏なり」と云つて居る、吾人の生活の大部分は慣習に従ふことを思ふ時それが歴史に於ていかに重大なる作用をなせるかに想到せざるを得ない。歴史を以て發展の學なりとする時保守的勢力である慣習は常に超克さるべき運命の下にあつたものではあるが兩者は一種の對立概念を爲すが故に發展の偉大さを量るものは又慣習であつたさいはれぬこともない。固り著者の論ぜる所はかくの如き廣汎なる意味に於てはなく主として法律關係の中には法源論としてこれを論じたものではあるが讀過中大に慣習の文化的考察を示唆し刺戟するものありその意味に於て甚だ好著たるを信じたのである。(菊版二六五頁、東京岩波書店發行價二、五〇〔肥後〕)

● 加賀藩史料 第一編

舊加賀藩の前田氏は其の領土の廣大易封轉城が無かつた事に於て他に比類すべき侯伯少く、藩祖利家以來今